

沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例  
の一部改正について

沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例  
の一部を改正する条例

沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46  
年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項  
中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 令和8年1月1日から同年12月31日まで  | 100分の5 |
| 令和9年1月1日から同年12月31日まで  | 100分の6 |
| 令和10年1月1日から同年12月31日まで | 100分の7 |
| 令和11年1月1日から同年12月31日まで | 100分の8 |
| 令和12年1月1日から同年12月31日まで | 100分の9 |

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

「提案理由」

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、  
教職調整額に関する規定を改めるものである。